

## 大正区はぐくみネットコーディネーター要綱

### (設置)

第1条 地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業の実施にあたり、社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員として、はぐくみネットコーディネーターを置く。

### (任務)

第2条 はぐくみネットコーディネーターは、「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業の中心を担うこととし、次の任務を行う。

- (1) 学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援
- (2) 地域における教育コミュニティづくりの推進
- (3) 学校や地域の情報収集・発信の支援
- (4) その他区長が定める事項

### (委嘱)

第3条 はぐくみネットコーディネーターは、事業に携わる市民ボランティアである委嘱予定者に対し、教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 はぐくみネットコーディネーターの任期は、委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

### (解嘱)

第5条 教育委員会は、はぐくみネットコーディネーターが次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) はぐくみネットコーディネーターとしての職務が遂行できなくなったとき
- (2) はぐくみネットコーディネーターが辞退を申し出たとき
- (3) その他教育委員会が必要があると認めたとき

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会と区長会議との協議の上、教育委員会が定める。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。